

規 則

学校職員の在宅勤務等手当に関する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第十九号

学校職員の在宅勤務等手当に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下「条例」という。)第九条の八の規定に基づき、学校職員の在宅勤務等手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(在宅勤務等の場所)

第二条 条例第九条の八第一項の教育委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 学校職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は二親等内の親族の住居
- 二 宿泊施設の客室(学校職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。)
- 三 前二号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)が認めるもの

(正規の勤務時間から除かれる時間)

第三条 条例第九条の八第一項の教育委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- 一 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号)第九条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間、同条例第十条に規定する学校職員の休日(同条例第十一条第一項の規定により代休を指定されて、当該学校職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合にあっては、当該学校職員の休日に代わる代休)又は同項の規定により当該学校職員の休日に割り振られた勤務時間の一部を勤務した場合における当該学校職員の指定された代休に割り振られた勤務時間(いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。)

- 二 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

(在宅勤務等手当の額)

第四条 条例第九条の八第二項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる

学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 月の初日において、その月に十日を超えて条例第九条の八第一項の規定による勤務（以下「在宅勤務等」という。）をすることが見込まれる学校職員 三千円

二 前号に掲げる学校職員以外の学校職員 一の月の在宅勤務等をした日数に百四十円を乗じて得た額（その額が三千円を超えるときは、三千円）

（計画の提出）

第五条 前条第一号に規定する学校職員は、埼玉県教育委員会が定める様式の在宅勤務等実施計画書により、一の月のその在宅勤務等の実施に関する計画を作成し、任命権者に提出しなければならない。

（確認）

第六条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、在宅勤務等をする場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他条例第九条の八第一項の学校職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、学校職員に対し在宅勤務等をする場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

（支給日等）

第七条 在宅勤務等手当は、第四条第一号の学校職員には、学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和四十年埼玉県教育委員会規則第二十号）第二条の給料の支給定日（以下この条において「支給日」という。）に、第四条第二号の学校職員には、一の月の分を翌月の支給日に支給する。

2 学校職員が在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した場合における当該在宅勤務等手当は、第四条第一号の学校職員には、その際支給し、第四条第二号の学校職員には、その際支給することができるものとする。

3 学校職員が任命権者を異にして異動した場合におけるその在宅勤務等手当の支給は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 第四条第一号に規定する学校職員 異動した日の属する月の分はその月の初日に学校職員が所属する任命権者において支給するものとする。ただし、当該学校職員の異動がその月の給料の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

二 第四条第二号に規定する学校職員 当該学校職員が異動した日までの分をその際支給することができるものとする。

（雑則）

第八条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が埼玉県人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。